

年 月 日

猪名川町長 様

介護保険住宅改修承諾書

このたび、介護保険給付対象となる住宅改修を行うにあたり、現在のところ被保険者の要介護認定の結果が判明していません。下記の注意事項について承諾しましたので、介護保険住宅改修に係る必要書類を提出します。

【要介護認定の結果が判明していない場合の注意事項】

1. 事前申請日には既に要介護認定の申請を済ませている必要があります。
認定申請日→（ 更新 ・ 新規 ） _____ 年 _____ 月 _____ 日
2. 認定結果が「非該当」となった場合は、介護保険の給付がされないため、全額自己負担になります。
3. 支給方法は「償還払い」に限ります。
4. 工事完了報告書類等は、要介護認定の結果「要支援」または「要介護」であることが判明した後に提出していただきますので、住宅改修の支給もそれ以降になります。

申請者（被保険者・成年後見人）

住所：

被保険者番号：

申請者氏名： _____ ⑩

【申請者が後見人のとき】被保険者氏名 _____

【代筆のとき】 代筆者氏名 _____

申請者との続柄 _____

連絡先 _____